

全住協第83号  
令和2年6月2日

会員各位

一般社団法人 全国住宅産業協会  
事務局長 米山篤史

新型コロナウイルス感染症に係る住居確保給付金の支給方法について  
(代理納付におけるクレジットカードの使用)

国土交通省から標記についての周知依頼がありましたのでお知らせします。詳細は別添資料をご参照ください。

#### 記

1. 通知等資料 (1) 新型コロナウイルス感染症に係る対応について(令和2年5月29日 国土交通省 事務連絡)  
(2) (別添1)生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令の施行について(令和2年5月29日 厚生労働省 事務連絡)  
(3) (別添2)住居確保給付金 今回の改正に関するQA(vol6)  
(4) (別添3)住居を失うおそれが生じている方への支援について(その5)  
(令和2年5月29日 国土交通省 事務連絡)  
※(2)～(4)は全住協HPに掲載  
[http://www.zenjukyo.jp/new\\_info/gyosei/data/200529COVID-19.pdf](http://www.zenjukyo.jp/new_info/gyosei/data/200529COVID-19.pdf)
2. 参考HP (1) 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し生活に困窮する方へ「生活福祉資金の特例貸付」「住居確保給付金」特設サイト(厚生労働省)  
<https://corona-support.mhlw.go.jp/>  
(2) 新型コロナウイルス感染症に関する行政等からの関連情報まとめ(全住協HP)  
[http://www.zenjukyo.jp/new\\_info/entry.php?id=10743](http://www.zenjukyo.jp/new_info/entry.php?id=10743)
3. 問合せ先 (一社)全国住宅産業協会 担当 米山  
TEL 03-3511-0611

以上

事 務 連 絡

令和 2 年 5 月 2 9 日

賃貸住宅関係団体 御中

不動産関連団体 御中

国土交通省住宅局住宅総合整備課  
国土交通省土地・建設産業局不動産課

新型コロナウイルス感染症に係る対応について（依頼）

平素より国土交通行政の推進にご尽力いただきありがとうございます。

今般、住居確保給付金の代理納付による支給について、別添 1 のとおり、厚生労働省から「生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（令和 2 年 5 月 2 9 日付厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）が発出され、都道府県等が特に必要と認める場合には、クレジットカードを使用する方法が認められ、受給者に住居確保給付金が直接支給されることとなりました。また、別添 2 のとおり、「住居確保給付金 今回の改正に関する QA(vol6)」が公表されています。

つきましては、貴団体の所属会員企業等の皆様に対して、この旨周知いただくようお願い申し上げます。

なお、各都道府県住宅担当部局に対しては、別添 3 のとおり、周知していることを申し添えます。